日本鉄筋継手協会 機器技術等認定規定

平成 12 年 3 月 16 日 制定 〈中略・改正記録表記載〉

平成 24 年 9 月 26 日 改正 平成 30 年 2 月 22 日 改正

(目的)

第1条 本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会(以下、「協会」という)が、圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の品質向上、信頼性向上、技術の進歩・ 普及に貢献するために、圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手に関する 機器、製品及び技術等の認定若しくは評価を行うことを目的とする。

(認定及び評価の対象)

- 第2条 認定及び評価の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 鉄筋継手に関する機器、製品及び周辺機器等の認定
 - (2) 鉄筋継手に関する性能評価
 - (3) 鉄筋継手に関する技術評価
 - 2. 認定には、新規認定、仕様変更認定、更新認定を設ける。
 - (1) 新規認定及び更新認定の有効期間は、原則として5年間とし、5年ごとに 更新審査を実施する。
 - (2) 仕様変更認定の有効期間は、仕様変更前の認定書に記載されている有効期間の満了日までとする。

(認定審査小委員会及び認定審査WG)

第3条 機器技術等認定委員会(以下、「認定委員会」という)は、認定若しくは評価(以下、「認定」という。)申請の受理審査及び認定審査を行い、必要に応じて認定審査小委員会(以下、「小委員会」という。)及び認定審査WG(以下、「WG」という。)を設置することができる。

(認定委員会委員、認定審査小委員会委員及び認定審査WG委員の選任と任期)

- 第4条 認定委員会は、委員長1名、委員若干名により構成する。
 - 2. 認定委員会の委員長(以下、「認定委員長」という)は、小委員会の委員長、W G主査、小委員会委員及びWG委員を指名し、認定委員会の同意を得て選任する ことができる。
 - 3. 小委員会の委員長、WG主査、小委員会委員及びWG委員は、当協会の会員から 選任することを原則とするが、認定の内容により、適切な人材を会員以外から選 任することができる。
 - 4. 小委員会の委員長及び小委員会委員の任期は、認定委員会により定められた期間 (最長2年間)までとし、WG主査及びWG委員の任期は、当該申請案件の審査 終了までの期間とする。

(認定申請の要件)

第5条 認定を求める申請者(以下、「申請者」という)は、本協会の会員でなければならない。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行っている場合は可とする。

(認定申請)

- 第6条 認定を求める申請者(以下、「申請者」という)は、附則で定める様式に従い、 必要書類を添付して協会へ提出する。
 - 2. 認定申請は、次のとおりとする。
 - (1) 新規認定の申請 本規定第2条に定める対象について、新規に認定を申請するもの。
 - (2) 仕様変更認定の申請 協会にて認定されたものについて、仕様変更の認定を申請するもの。
 - (3) 更新認定の申請 認定期間の延長を求めるために認定を申請するもの。

(認定申請の受理)

- 第7条 認定申請書を受領した後、認定委員長は認定委員会の開催日程を決定し、認定委員会を召集しなければならない。
 - 2. 認定委員会が認定申請の受理審査を行う。
 - 3. 認定委員会は、認定申請の内容が協会運営全般に大きな影響があると判断される場合には、認定申請の受理審査結果を理事会に報告し、受理審査の結果について承認を得なければならない。

(認定申請の審査と審議)

- 第8条 認定委員会は、認定申請を審議し、結果を理事会に提出しなければならない。
 - 2. 認定委員会は、小委員会又はWGに認定申請の審査を依頼することができる。小 委員会又はWGは、認定申請を審査し、審査結果を認定委員会に提出しなければ ならない。
 - 3. 認定委員会、小委員会及びWGは、審査の開始前に審査基準を明らかにし、申請者に対して審査基準を公開又は通知しなければならない。
 - 4. 認定委員会、小委員会及びWGは、申請者に対して必要に応じて技術内容確認の ための資料提出及び立会を要求することができる。
 - 5. 認定申請の審査期間は、認定申請受領後1年以内を原則とする。

(認定の可否の決定)

第9条 理事会は、認定委員会の審議結果をもとに認定の可否を決定する。

(認定書の発行)

- 第10条 協会は、理事会の決定に基づき、認定を受けた者(以下、「取得者」という)に 対し、認定書を発行する。
 - 2. 協会会員以外(第5条第2項の会員資格審査中)の申請者の認定が決定した場合は、協会会員への入会後の認定として、入会の承認日を認定日として認定書を発行する。
 - 3. 認定書には、次の事項を記載する。なお、機器、製品及び技術認定の場合は、下

記記載の他、認定されたものの販売実績(1年目と更新時)の報告義務を付記する。

- (1) 認定番号
- (2) 認定件名称
- (3) 認定会社名(認定連名会社)
- (4) 認定の範囲(鉄筋の場合、径、鋼種など)
- (5) 認定の条件(品質管理の条件など)
- (6) 有効期間及び認定書発行日
- (7) 更新のための申請時期
- 4. 複数の申請者による認定に際しては、次の各号に従い、個々の取得者に対して認 定書を発行することができる。
 - (1) 認定書は、1認定に対して連名にて1通を発行することを原則とする。
 - (2) 取得者が複数の場合であって、その取得者が複数の認定書を望む場合は、 認定連名者数を限度として認定書を発行することができる。なお、複数発行 する認定書に記載する連名者の順序は、取得者が届け出ることにより、認定 書ごとに順序を変更して発行することができる。
 - (3) 発行する複数の認定書(1 通は除く)の発行手数料は、日本鉄筋継手協会料金表(以下、「料金表」という)に別途定める。

(認定内容の公表)

第11条 協会は、認定書の発行後、認定内容を協会会誌及び協会ホームページ等に掲載し、 公表する。

(認定内容の仕様変更)

第12条 取得者は、認定の有効期間内にその仕様に変更があった場合、仕様変更認定の申請を行わなければならない。

(認定の更新)

- 第13条 取得者は、認定の有効期間満了の6ヶ月前から3ヶ月前迄に、更新申請を行わなければならない。
 - 2. 仕様変更認定の取得者が、更新申請を行う場合、必要に応じて仕様変更認定前 及び仕様変更後の認定について、その認定ごとに更新申請を行うことができる。
 - 3. 更新申請時に、不具合報告書(様式4)を提出しなければならない。

(申請料、審査料及び認定料)

- 第14条 申請者は、認定申請と同時に申請料及び審査料を支払い、認定決定の通知受領後、 取得者は、速やかに認定料を協会に支払わなければならない。 なお、認定の可否に係わらず、申請料及び審査料の返還は行わない。
 - 2. 認定に関わる申請料、審査料及び認定料は、料金表に別途定める。

(認定の失効)

- 第15条 認定委員会は、認定書に記載された認定の有効期間が超過した場合、当該認定を 失効とし、取得者に通知すると共に、失効したことを理事会へ報告する。
 - 2. 認定の有効期間中に認定内容に変更が生じた場合、取得者は認定委員会へ遅滞なくその内容を報告しなければならいない。認定委員会は、その報告内容を調査、

確認し、理事会の承認を経て、当該認定を失効させる場合がある。

(認定の取消し)

- 第 16 条 協会は、次の事項に該当する場合、認定委員会と理事会の審議を経て認定の取消 しを行い、取得者に通告するとともに、協会会誌及び協会ホームページに認定取 消しの旨を掲載し、公表する。
 - (1) 取得者が、認定したものと異なるものを認定品として販売及び供給したとき
 - (2) 取得者が、認定申請時に、虚偽のデータ等を認定委員会に提出し、認定審査を依頼したことが判明したとき
 - (3) 協会の目的に反する行為や協会の名誉を傷つけたとき

(秘密保持)

第17条 認定に関与する認定委員会の委員、小委員会の委員、WG委員、協会役員及び職員は、認定審査の過程で知り得た情報及びデータ等を遺漏してはならない。ただし、公知の事実となっているものはこの限りではない。

(規定の改正又は廃止)

第18条 本規定の改正又は廃止は、認定委員会が発議し、理事会の議決による。

附 則

1. 本規定は、平成30年2月22日に改正し、同日より施行する。

<附属書類>

- 1. 様式1 機器技術等認定申請書 (新規及び仕様変更用)
- 2. 様式2 機器技術等認定申請書(更新用)
- 3. 様式3 機器技術等認定申請書 連名申請者一覧
- 4. 様式4 不具合報告書

改正記録表

改正年月日	作成	審査	承 認	改正内容	
H12. 03. 16	事務局	認定委員会	理事会	初版制定	
H15. 11. 10	事務局	認定委員会	理事会	改正	
H21. 02. 26	事務局	認定委員会	理事会	改正	
H22. 02. 18	認定委員会	認定委員会	理事会	複数の取得者に関する取扱いを規定	
H23. 09. 22	事務局	認定委員会	理事会	取得者不在時の取扱いを追加	
				改正記録表の追加	
H24. 04. 25	事務局	認定委員会	理事会	・認定申請の要件を第5条として追加	
				・認定内容の公表を第 11 条として第 10	
				条より分離した	

H24. 09. 26	認定委員会	認定委員会	理事会	仕様変更認定に関する取扱いを改正	
	事務局				
Н30. 02. 22	事務局	認定委員会	理事会	様式の追加	

公益社団法人 日本鉄筋継手協会

<略称>

理事会:協会理事会 認定委員会:機器技術等認定委員会 事務局:協会事務局

<以下、空白>

印

印

公益社団法人 日本鉄筋継手協会 機器技術等認定委員会 委員長 殿

機器技術等認定申請書

(新規及び仕様変更用)

□単独申請 ----申請者(会社)

□連名申請 → 「申請書の様式3」 <u>代表者</u>

	IEL:	FAX:	
	E メールア	ト゛レス・	
	担当者	<u> </u>	
※申請者(社)が複数の場合は、本り	申請書'	"□連名申請"にチェックを入れて本申請書を作	
成し、連名申請者を「申請書の様:			
双し、座石中明石で「中明音の像」	140] (- 別歴記載して促出すること。	
<申請内容記載欄>		※協会記入欄	
認定申請年月日:		認定申請受領年月日※:	
平成 年 月	日		
件 名:			
申請内容:			
1 401 3/11 •			
技術などの特徴:			
12個などの物域・			
添付資料:			
1.			
2.			
3.			
備 考:			

印

公益社団法人 日本鉄筋継手協会 機器技術等認定委員会 委員長 殿

機器技術等認定申請書

(更新用)

申請者(会社) 印

TEL: FAX:

代表者 ______

住 所

E メールアドレス: 担当者_____

※申請が連名の場合で、前回申請時と変更が無い場合は、申請代表1社のみの署名押印とし、				
	たは、連名申請者を「申請書の様式3」に別途			
記載して提出すること。				
<申請内容記入欄>	※協会記入欄			
認定申請年月日:	認定申請受領年月日※:			
平成 年 月 日				
件 名:				
申請内容:				
前回の申請内容と今回の申請内容との相違点	(変更点): 注):あれば具体的に記載すること			
□無し □有り				
添付資料:				
1. 販売実績報告書 1式(前回の認定日か	ら提出日前月分迄の販売実績)様式自由			
備 考:				
	·			

機器技術等認定申請書 連名申請者一覧

1.	申請者	(会社)		印	
	所在地	Ŧ			
	代表者			印	
	<u>TEL:</u>		FAX:		
	担当者		E メールアト・レス :		
2.	申請者	(会社)		印	
	所在地	Ŧ			
	代表者			印	
	TEL:		FAX:		
	担当者		E メールアト・レス :		
3.	申請者	(会社)		印	
	所在地	₸			
	代表者			印	
	TEL:		FAX:		
	担当者		E メールアト゛レス :		
4.	申請者	(会社)		印	
	所在地	₸			
	代表者			印	
	TEL:		FAX:		
	担当者		E メールアト・レス :		
5.	申請者	(会社)		印	
	所在地	Ŧ			
	代表者			印	
	<u>TEL</u> :		FAX:		
	担当者		E メールアト゛レス :		

※記載上の注意

- ・各申請者は、社印及び代表印を押印すること。
- ・担当者及び E メールアドレスは、認定申請に関する直接の担当者を記入し、協会からの問い合わせ担当者とすること。